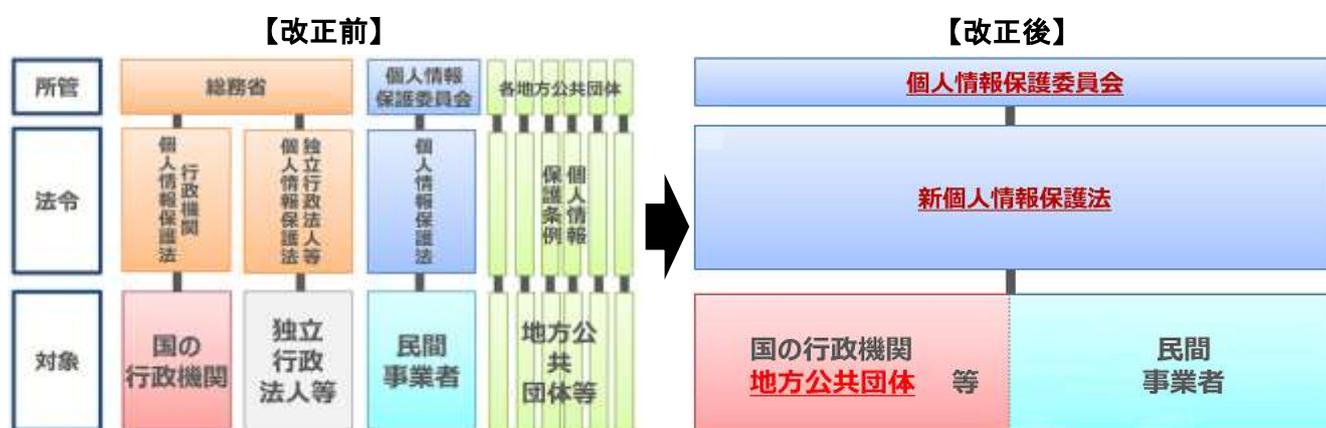


高山市個人情報保護法施行条例の概要について

1. 個人情報保護制度の見直しの全体像

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統一後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することにより、「個人情報保護」と「データ流通」の両立を目指すもの。



2. これまでの高山市個人情報保護条例と同様に取り扱うこととなる主なもの

- ・ 個人情報の開示に係る手数料（無料）（第3条）
- ・ 個人情報の開示決定等の処理日数（第4条及び第5条）
- ・ 個人情報の運用状況の公表（第8条）

3. 個人情報保護法の規定により取り扱うこととなる主なもの

- ・ 個人情報の定義
- ・ 個人情報の保有、管理、取得の方法
- ・ 個人情報の開示等請求ができる者の範囲
- ・ 個人情報の非公開事由
- ・ 個人情報の開示、目的外利用、提供の方法
- ・ 開示等請求に対する審査請求

4. 施行期日

令和5年4月1日